

# 自動車運転代行業を利用されるみなさんへ

自動車運転代行業は、飲酒運転根絶のために有効な手段の一つです。しかし、運転代行業には法律により定められた義務と禁止行為がありますので、運転代行を利用される方のご理解とご協力をお願いします。

(自動車運転代行業は、タクシー事業者が行う、いわゆる「タクシー代行」とは異なります。)

## 公安委員会の認定等

自動車運転代行業を営むには、公安委員会の認定を受けなければなりません。また、認定を受けた自動車運転代行業者には、安全運転管理者の選任や損害賠償措置を講ずべき義務等が課せられています。

## 代行運転者の第二種免許義務づけ

代行運転自動車(お客様のクルマ)の運転をする者は第二種免許が必要です。第一種免許では無免許運転となります。



## 随伴用自動車の表示

認定を受けた自動車運転代行業者は、随伴用自動車(代行業者のクルマ)の両側面に随伴用自動車である旨の表示をしなければなりません。



## 代行運転自動車の表示

運転代行中の代行運転自動車(お客様のクルマ)には、代行運転自動車標識をクルマの前後の見やすい位置に表示しなければなりません。

ただし、

- 代行運転自動車の車体がアルミや強化プラスチック製でマグネットによる貼付けができない場合。
- 寒冷地において、降雪、悪天候時に標識のマグネット部分が凍ってしまい貼付けができない場合。
- 車体が泥等で汚れているために標識の着脱時に車体を傷つけるおそれがあること等を理由として利用者が標識の表示を拒否した場合などには、代行運転自動車の前面の見やすい個所(ダッシュボード上など)に掲示することをもってこれに代えることができます。



## お客さんへの説明義務

自動車運転代行業は運転代行を始める前に、お客さんに対し、代行運転役務提供の条件を説明する義務があります(説明する内容は、業者名、料金に関する事、運転代行業約款の概要、白タク類似行為に関する事等があります。)



## 随伴用自動車へのお客さんの同乗禁止

**【随伴用自動車(代行業者のクルマ)にお客さんが乗ることはできません。】**  
(白タク類似行為となります。)

飲食店から駐車場までのわずかな距離でも同じ行為となりますので、代行業者への要求はしないでください。

